

# 生命保険会社の負債の構造

## Liability Structure of Life Insurance Companies

原 美 香  
Mika Hara

### 要 約

本稿では、生命保険会社の相次ぐ破綻から生命保険事業における経営課題とその改善策を生命保険会社特有の負債の構造を分析することにより検討している。長期の保険契約を保有する生命保険会社にとって、契約者保護や支払能力の確保は経営課題として重要である。生命保険会社の負債科目である責任準備金は、保険業法上、将来の保険給付に対する積立であり、一般企業の負債項目とは異なり、総資産の約90%を占めており、財務諸表における金額的重要性が高く、その適性を確保するために様々な規制が課されている。しかも、責任準備金は将来の保険契約履行という不確定要素に対する引当金的な要素が強く、会計上では見積額である。会計上の見積額である不確定な要因が、剩余金等に影響を与え、極論すれば生命保険会社の破綻を誘導する要因の一つになり得る。このような責任準備金の重要性と特殊性を鑑みつつ生命保険会社の問題点を論じる。

キーワード：ディスクロージャー、財務諸表、負債、引当金、責任準備金、積立方式

### 目 次

はじめに	第3章 生命保険会社の責任準備金
第1章 生命保険会社のディスクロー ジヤーと会計	むすび
第2章 財務諸表と負債	

### はじめに

生命保険事業は、公的な保障と並んで私的保障の制度として定着しており、国民の91.8%の保険加入率をみてもわかるとおり国民生活に深く浸透している<sup>1)</sup>。同時に金融機関として金融仲介機能の役割を果たしているという事実も無視できない。ところが、長引く不況の中、生命保険会社は超低金利に悩まされ続けており、その経営は生命保険会社を取り巻く金融環境が長期にわたって低迷することを予想できなかっただため、きわめて厳

しい状況にある。保険業界は多額の逆ざやで経営の悪化が進み、株式市場の低迷は生命保険会社の体力を低下させる要因へつながった。多数の生命保険会社は経営不振に陥っており、財務上の問題も数多く抱えている。

生命保険会社は、契約者から保険料を徴収し、払い込まれた保険料を共通準備財産として安全かつ有利に運用する。安全かつ有利に運用されてこそ、生命保険会社の収支構造は保たれ、保険本来の保険機能を遂行することができ、将来の保険金の支払に備えることができる。生命保険会社の資産運用は、生命保険事業の存続を握っており、契約者保護の観点から保険業法上の制限が設けられ<sup>2)</sup>、法律的にも会計的にも重要な点である。生命保険事業は保険契約という長期にわたる

1) 2001年版 生命保険ファクトブック PDF ファイルダウンロード「第5章 生命保険と生活保障」平成12年度「生命保険に関する全国実態調査」48頁参照。  
([http://www.jili.or.jp/NWtx/f\\_news01.html](http://www.jili.or.jp/NWtx/f_news01.html), 2004.11.20現在) を参照。

保険商品を販売している性質上、理想的には安全性を考慮し予定利率を低めに設定し、予定利率を上回った部分を配当として還元する仕組みになっているはずである。実際は保険商品ごとに、予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3要素を予測し、これらから3つの差益である死差益、利差益、費差益を保険契約者に還元する仕組みになっている。日本の生命保険会社の相次ぐ破綻は、生命保険会社を取り巻く金融環境の急激な変化に生命保険会社自身が適応できなかった結果であり、現在も生命保険会社の収支構造の変化として継続している。運用收益率の大幅な落ち込みが生命保険会社破綻の最大の原因である。つまり運用収益の悪化が利差益の減少につながり、生命保険会社を悩ます逆ざや問題の原因となったのである。相互作用によって、この逆ざやの累積が生命保険会社の体力を消耗させ、生命保険市場の致命的な構造上の変化をもたらした。生命保険会社の破綻を分析していくことは、負債の構造にメスをいれることであり、今まで隠れていた陰の構造上の問題や法律的な問題や会計的な問題を浮き彫りにすることであると考えられる。一つの事象には多様な側面や要因が存在するものである。組織的な欠陥や制度上の不合理を排除するような完全なる組織や制度はなく、またその組織や制度が存在すると言うこと自体皆無に等しい。要するに明と暗、正と負のバランスをどこで調整するかに係っているだけであろう。

生命保険会社は会計的に見ると一般企業とは異なる会計基準があり、表示方法もまた一般企業と異なっている。生命保険事業は、契約者から保険料を徴収し共同財産として運用しそのなかから保険金等を支払ったり、事業運営費用にあてたりする。備蓄された資金は貸付金、有価証券、不動産

2) 資産運用についての規制は、保険業法施行規則第47条および第48条で資産の運用制限が定められている。また保険契約者保護の観点から総資産に対して一定の割合を超えての資産運用を行うことができないとされている。つまり有価証券（証券取引法第2条第1項に規定する有価証券、同条第2項の規定により有価証券とみなされるもの及び同法第108条の2第3項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物をいう。）の取得（第3号及び第9号に該当するものを除く。）、不動産の取得、金銭債権の取得、金地金の取得、金銭の貸付け、有価証券の貸付け、預金または貯金、金銭・金銭債権・有価証券・不動産等の信託などである。

等に運用され、利息及び配当金等の収入を得て、財源に繰り入れられる。生命保険事業の特殊性として、備蓄された保険料の中から将来の保険金等の支払にあてる財源として責任準備金を積み立てる必要がある<sup>3)</sup>。この責任準備金は、会計的には負債性引当金の性格を持つ準備金と言え、大数の法則に基づいた保険数理的手法による一種の評価によって計算され、事業年度末決算において初めて会計帳簿に現れる。生命保険会計において責任準備金の額を求める計算は、日常の会計上の記録として表現されないため、責任準備金以外の諸勘定の記録で生命保険会社の経営の実態を把握することは困難である。したがって、生命保険会社の会計で、最も大きなウエイトを占めるものが、責任準備金の算出にあると言える。保険料や責任準備金の計算、分析・整理を行い、長期的に安定した収支バランスを保つことが生命保険事業経営にとって不可欠のものであるため、この分野を規制する保険業法では、保険計理人<sup>4)</sup>の選任を義務づけている。「責任準備金」という勘定科目の持つ特徴を分析することにより、生命保険会社の負債の構造をディスクロージャー制度や保険会計に触れながら検討していく。

## 第1章 生命保険会社のディスクロージャーと会計

金融機関のディスクロージャーは、従来から財務諸表等の公表により企業の経営内容等の状況を開示する仕組みとして機能してきた。最近では財務諸表等に限定することなく広範囲な経営方針等を含めた自主的な開示も進みつつある。金融商品の多様化に伴いデリバティブ（金融派生商品）取引の拡大等にみられるような複雑なリスク管理も必要になってきており、以前にも増してリスク管理能力の向上が求められている。金融機関ではリスクの大きさやリスク管理の手法自体に関する情報を自主的に開示し、ディスクロージャーの利点である市場による金融機関経営に対するチェック

3) 保険業法第116条第1項。

4) 金融審議会金融分科会第二部会「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」（2001年6月26日）、社団法人日本アクチュアリー会「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（2004年2月27日改正）総則第5条の2、第6条を参照。生命保険会社の保険計理人と会計監査人との連携強化等の重要とされている。

機能とも呼べる機能を有効に使い、最終的には金融システム全体の安定化につなげようとしているのである。

1997年の日産生命保険の破綻をきっかけにいくつかの生命保険会社が破綻し、現在に至っている。この経営破綻以来、生命保険会社の経営内容に関する情報開示の重要性が強く認識されるようになった。生命保険会社のディスクロージャーは、以前に比べれば開示項目が増え、他の金融機関に引けをとらない内容となっている。生命保険協会では1979年に業界統一のディスクロージャーの開示基準を定め、毎年見直しを行って開示内容の充実を図っている。1994年の保険業法改正時にディスクロージャーに関する規定が定められ、1997年金融システム改革法成立に伴って保険業法施行規則の中で具体的に開示項目が定められたこととなった。開示基準は、法令で定められた開示項目の他、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた内容となっており、開示項目の様式も統一しておいた方がディスクロージャー利用者が比較検討しやすいと考え、「ディスクロージャー要綱様式モデル」を作成している<sup>5)</sup>。このようなディスクロージャー充実の動きがある反面、ディスクロージャーがうまく機能しているかどうかの点については疑問が残るところであり、情報開示の改善を求める動きはますます高まりを見せている。

### 1.1. 情報開示におけるテーマ

生命保険の情報開示には3つのテーマがあるようと思われる。第1に、生命保険会社そのものの経営内容についての情報開示である。一般企業である事業会社や金融機関と同様に、生保会社がどのような事業を行っていて、経営内容や財政状態がどうなっているのかを示すものである。保険契約者や債権者、株式や社債などの投資家、デリバティブの取引相手などが生保の信用リスクを把握したり、投資家が将来の会社価値を判断する材料として活用したりするための基礎的な情報であ

5) 生命保険協会ホームページ「生命保険会社のディスクロージャー虎の巻2002年版」  
(<http://www.seiho.or.jp/publication/pdf/tora2002/tora.pdf>, 2004.11.20現在) 参照。生命保険協会が作成している「ディスクロージャー開示基準」は、生命保険各社に強制されるものではなく、この開示基準にない項目を開示することを妨げるものではない。

る。生保のディスクロージャーと言った場合には、通常これを指している。

第2は、保険契約に関する情報開示である。保険契約に関する情報開示とは、一般の消費者に対し、どのような保険商品やサービスを提供しているかを示すものである。一般企業の場合にも、自社で取り扱う製品や商品の「情報開示」が問題となることもあるが、特に保険を含めた金融商品は製品や商品と異なり取り扱うモノが目に見えず、直接金銭に関わる上、仕組みが複雑で一般にわかりにくいくらい多いため、その影響は大きい。例えば、顧客が死亡保障を得ようとして保険に加入したが実際には年金に加入したり、老後の資金確保を目的とし保険に加入しようとしたが実際には定期保険に加入したような場合などは、老後の十分な保障が得られなかったり、当てにしていた資金が確保できなかったりするなど、保険によって期待される効用やリスクを納得した上で購入しなかった場合には、大きな損害を被ることがある。日本では生命保険の世帯普及率が90%を超えるなど、生命保険は広く国民に浸透しているが、保険契約に関する情報開示は他の先進国に比べ見劣りする。資産家を巻き込んだ相続対策や資産運用に代表される各種節税対策商品の販売、変額保険の不適切な販売、決算対策における過増定期保険の販売、保険契約転換時の説明不足など、不十分な情報開示が原因で社会問題にまで発展したケースも多い。消費者への十分な情報開示が行われなければ、自由化が進む生命保険市場の中で被害者が増大するばかりではなく、生命保険システムそのものへの不信感がますます高まる事になるだろう。

第3は、資産運用機関としての情報開示である。生命保険会社は、保険証書を発行して契約者から保険料を徴収し、払い込まれた保険料を共通準備財産として安全かつ有利に運用する。保険事業全体として、保険料として集められた資金を資産運用を通じて資金需要者に供給する重要な金融仲介機能を持っている。同時に生保は保険契約者から預かった保険料の運用機関というだけではなく、保険契約という形をとっているが、実態としては信託銀行や投資顧問会社のように年金基金などに対し資産運用サービスを提供している。運用機関は年金基金などの顧客に対し、資産運用の哲

学や投資方針、リスクと期待リターンなどについて開示する必要がある。例えば、一般勘定には純粹に資産運用を目的としたとは言い難い株式や貸付金を保有している疑いがあるし、区分経理の開示も団体年金区分のみにとどまっている。加えて、生保への運用委託者は、現行の法令では特別勘定といえども委託した生保の信用リスクも意識しなければならない。つまり生命保険会社そのものの経営内容のディスクロージャーも必要になるということである。

以上の3つのディスクロージャーはいずれも重要なテーマであるが、それぞれ完全に独立したものではなく、複雑に影響しあっている。保険契約に関する情報開示や資産運用機関としての情報開示としては、第1のテーマとして挙げた経営内容の開示も重要な事項である。反対に、生保の経営内容を把握するためには、適正な販売が行われているかという情報が評判リスクの判断材料となるし、資産運用方針やリスク、期待リターンの開示は生保の経営内容を分析する際に不可欠であるといえる。

### 1.2. ディスクロージャーの現状

一般企業、特に公開会社のディスクロージャーが商法や証券取引法の要請で実施されているのに対し、生保のディスクロージャーは次の2つのルートから行われている。

1つは1996年に施行された保険業法第111条によるものである。各社は業務および財産状況の説明書類を本支店に備え置き、公衆の縦覧に供する義務を負っている。これは1981年に導入された銀行法第21条の規定を、保険会社にも適用したものである。当初、様式や記載内容についての規定はなかったが、1998年の改正で具体的な内容が規定されるようになった。

もう1つは生命保険協会が作成している「ディスクロージャー開示基準」によるもので、経営内容の自主的な開示である。各社による開示基準にない項目の開示を妨げるものではないとされ、1979年の策定以来、情報開示の底上げに一定の成果を上げているが、業界統一基準であることから生じる横並びの弊害も目立っている。

これら2つのルートからの要請を受け、作成されているのがディスクロージャー資料であり、

「○○生命の現状」という名前であることが多い。年1回、決算発表後に作成され、各社の本・支社や生命保険協会で閲覧できる。保険契約者や被保険者、債権者などに限らず、誰でも情報を得られるようになっている。例えば「2003年経営情報 大同生命の現状」は2003年7月に作成され、全体で240頁におよんでいる。資料は大まかにいえば事業概況編（経営ビジョンと経営戦略、コーポレート・インフォメーション等）とデータ編に分かれており、このうちデータ編だけで207頁のボリュームがあり、かなりの項目が開示されている。かつて、破綻した日産生命は保有する有価証券の5割弱しか時価情報を開示せず、破綻してみたら1500億円の含み損を抱えていることが判明した。だが、現在は開示項目が増え、保有する有価証券の時価は理論価格を含め100%近い開示となっている会社が多い。「2003年経営情報 大同生命の現状」には有価証券の時価情報に加え、保有している土地等の時価情報やデリバティブ取引の時価情報、エンベデッド・バリューやソルベンシー・マージン比率、格付け機関からの評価、逆ざや額、コンプライアンスなども掲載されている。

このため、生保のディスクロージャーは少なくとも一般企業や銀行並み水準に達している、というのが業界の見解のようである。

### 1.3. 機能していない情報開示

それでは日本の現状を見た場合、生保のディスクロージャーがうまく機能しているかというと、そうとは考えにくい。なぜなら、1999年に破綻した東邦生命保険、2000年に破綻した第百生命保険や千代田生命保険は、それぞれ破綻した時点で債務超過状態にあると発表されたが、直前のディスクロージャー資料から債務超過の状態を推測することはできないといった事実があったからである。さらに言うと、破綻する何年も前からすでに債務超過に陥っていた事実が証明された。

1997年から2001年に破綻した生命保険会社7社のうち、日産生命、東邦生命、第百生命、大正生命、千代田生命の5社は、破綻の1年から6年前にすでに実質債務超過に陥っていたことが明らかとなった<sup>6)</sup>。朝日新聞の情報開示請求に基づき金

6)『朝日新聞』2004年8月28日。

表1 検査結果に基づく実質自己資本の推移

日産生命		86			-1114			-3000			
東邦生命				-659					-6500		
第百生命	4013					880			-543	-3200	
大正生命			9					-23		-29	-365
千代田生命	6083				-2360				156	-5975	
協栄生命	1035				192				533	-6895	
東京生命		2140				209			143		-731
	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	2000年
											2001年

出所:『朝日新聞』2004年8月28日より一部修正にて作成。

(単位は億円、太字は破綻時の債務超過額)

表2 破綻事例

会社名	破綻時期	破綻処理の形態
日産生命保険相互会社	平成10年4月25日(1998年)	大蔵省は業務の一部停止を命令
東邦生命保険相互会社	平成11年6月4日(1999年)	金融監督庁は業務一部停止命令を発動
第百生命保険相互会社	平成12年6月1日(2000年)	金融監督庁は業務一部停止命令を発動
大正生命保険株式会社	平成12年8月28日(2000年)	金融庁は業務の一部停止命令を発動
千代田生命保険相互会社	平成12年10月9日(2000年)	東京地裁に更生特例法適用申請
協栄生命保険株式会社	平成12年10月20日(2000年)	東京地裁に更生特例法適用申請
東京生命保険相互会社	平成13年3月23日(2001年)	東京地裁に更生特例法適用申請

(資料)帝国データバンク資料より作成。

融庁が開示した旧大蔵省や金融監督庁の検査報告者などで公になったものである。各保険会社の経営はバブル崩壊直後から、急速に悪化していると同時に金融当局がそのことを把握しながら抜本的な対策を先送りし続けた事実も浮き彫りになり、90年代初めから破綻までに行われた報告書では、非公表項目はあるものの実質自己資本や生保本来の三利源の推移が判明した<sup>7)</sup>。実質自己資本の推移は表1に示すとおりである。日産生命が破綻4年前に1114億円、東邦生命が破綻6年前の93年に659億円、第百生命、大正生命、千代田生命もそれぞれが債務超過の状態であった。経営悪化はバブル崩壊直後から始まっており契約者に約束した予定利率を下回る逆ざやに陥っているにもかかわらず、各保険会社とも公表決算では株式売却などの益出しで赤字を埋めていた<sup>8)</sup>。このような無理

な益出しが健全性を低下させ安い生命保険の延命へつながり、経営破綻した時点での契約者への損失額を増大させる結果となった。以上のことから、生命保険会社の情報開示は、現状を適切に表現しているとは言い難く、また、ディスクロージャーがうまく機能しているかという問い合わせに対しては、そうとは考えにくいという結論に達する。

#### 1.4. 生命保険会社の財務諸表の特殊性

日本の生命保険会社については、他の産業に比べてマスメディアによる情報発信が占める位置づけが大きいのが現状であるが、経済誌などに掲載される記事には、ディスクロージャー資料を活用していると思われるものの、保険会社の経営内容に関する基本的な認識を疑わせるような誤解がしばしばみられる。例えば、保険料収入から保険金や年金、解約返戻金などを差し引いた数字がマイナスだと経営が危ないというものや、自己資本と公表逆ざや額を比べることで生保の「耐久年数」を測るものなど、経営内容を示さない指標をしばしば目にすることがある。危ない生保特集や安心できる生保ランキング等、数え切れないほどの特集記事が出版されている。

7)『朝日新聞』2004年8月28日。

8)『朝日新聞』2004年8月28日。第百は94年度決算の三利源合計額は234億円の赤字だったが、当期剰余は70億円である。営業成績に大きく影響する契約者配当の支払いを続けていたことも明らかとなった。各社とも株の益だし、外国証券などのリスクの高い運用、準備金の取りくづし等の延命策を重ねた末に破綻しており、結局、後の損失を膨らませることとなった。

もちろん、マスメディアは社会への影響が大きく、執筆者の不勉強な点は非難されなければならないであろうが、経営内容の基本的な事項に関する誤解が何年にもわたり続き、しかもそれが一定の影響力を持っているという例は、他の産業では見られないのではないだろうか。これも適切なディスクロージャーが行われていないひとつの証左であろう。それでは、なぜ生保のディスクロージャーがうまく機能していないのであろうか。

生保も日本の会計基準により財務諸表を作成し、開示している以上、現在の会計制度や開示制度から生じる問題はもちろん生保にも当てはまる。これまで日本では経営破綻した会社の債務超過額が当初示されていた金額の何倍にも膨らんだり、銀行による債権放棄とセットに突然多額の損失を計上したりするケースが多く、日本の会計制度は海外から極めて厳しい目で見られている。他方、生保のディスクロージャーが機能しないのは、生保独自の問題も大きいと考えられ、その最大の要因は、生保の財務諸表がわかりにくいという点である。

一般企業の財務諸表を見慣れた人でも、保険会社の貸借対照表や損益計算書には面食らうようである。まず、財務諸表の形式の特殊性があげられる。資産の部には流動・固定の区別ではなく、負債の部の大半は責任準備金で占められ、資本の部に資本金のない会社も多い（相互会社の場合）。損益計算書には「責任準備金等繰入額」という項目があるが、「繰入額」と「戻入額」のネット表示であることを知っている人は意外に少ない。また、保険会社に特有の項目が並んでいること、相互会社という保険会社だけに認められた形態があること、契約者配当と株主配当の違いなども理解の壁になっているようである。これに対し、生命保険協会では「虎の巻 生命保険会社のディスクロージャー」を作成し、主として保険契約者の啓蒙に役立てようとしているが、用語解説にとどまっている感がある。

生保事業の特徴は、負債が超長期にわたることと、保険料の中に予めマージンが確保されていることである。生保にもバブル期の不動産関連投融資が経営の健全性を損ねたケースがあり、自社が抱えている信用リスクの情報は無視できない情報だが、現状の開示だけでは保有リスクを把握でき

そうないことである。

しかし、生保にとって資産内容の劣化は問題の一部にすぎず、むしろ資産運用利回りと負債コスト（平均予定利率）の逆ざやや、保険関係収益の悪化こそが根本的な問題である。ところが、逆ざやの状況や保険関係収益についての開示はほとんど行われていない。現状では「逆ざや額」だけが一部に対し公表されているにすぎず、費差益や死差益といった収益がどの程度あるのか、逆ざやをこれらの収益でカバーできているのか、負債の内容はどのような状況なのか、などといった根本的な問題を正しく把握するのに有効と思われる情報がほとんど開示されていない。このような状態で、ディスクロージャーが事業会社や銀行並み水準に達しているとは言い難い。

さらに言えば、逆ざや問題の深刻さを把握するには、将来の収益力を見る必要がある。一定の前提を置いた上で、将来にわたり逆ざやを費差益や死差益でカバーしていくかどうかのシミュレーションは、経営の健全性を判断する際に有用な情報と考えられる。言い方を変えれば、これは不完全ながら負債の時価評価とも言えるであろう。

## 第2章 財務諸表と負債

### 2.1 生命保険会社の貸借対照表

生命保険会社における「負債の部」は、契約者から払い込まれた保険料などをもとに、将来の保険金などの支払いに備えて積み立てている責任準備金が大部分を占めており、その他、価格変動準備金などがある。「資本の部」は、相互会社の場合は、基金・基金償却積立金・剰余金等であり、株式会社の場合は、資本金・資本剰余金・利益剰余金等となっている。「資産の部」は、契約者への将来の保険金などの支払いに備えた責任準備金などに対応する資産の内訳を表している。具体的には、現金及び預貯金、コールローン、金銭の信託、有価証券、貸付金、不動産及び動産などである。

生命保険会社の自己資本は、貸借対照表上の資本の部から読みとることができ、狭義の意味合いからは相互会社の場合は基金であり、株式会社の場合は資本金である。会計上の自己資本は、貸借対照表の資本の部であり、相互会社の場合は、基金、基金償却積立金、剰余金、株式等評価差額金

表3 【貸借対照表・株式会社<相互会社>】

資産の部	負債の部
● 現金及び預貯金	● 保険契約者準備金 (責任準備金など)
● コールローン	● 價格変動準備金
● 金銭の信託	小計
● 有価証券 (国債、社債、株式など)	資本の部
● 貸付金	● 資本金<基金>
● 不動産及び動産	● 資本剩余金<基金償却積立金>
合計	● 利益剩余金<剩余金>
	● 株式等評価差額金
	小計
	合計

出所:『生命保険会社のディスクロージャー虎の巻2004年版』生命保険協会参照。

生命保険協会ホームページ「生命保険会社のディスクロージャー虎の巻2002年版」  
(<http://www.seijo.or.jp/publication/pdf/tora2002/tora.pdf>, 2002.2.4現在) 参照より作成。

(「その他有価証券」にかかる評価差額)などであり、株式会社の場合は、資本金、資本剩余金、利益剩余金、株式等評価差額金(「その他有価証券」にかかる評価差額)などである。狭義の自己資本に対して広義の自己資本ということができる。

#### 2.1.1. 生命保険会社の貸借対照表と一般の企業の貸借対照表との相違点

生命保険会社の貸借対照表も、その財政状態を表しているということでは、一般の企業と同じである。しかし、生命保険会社の性格上、一般の企業と異なる点がある。主な特徴としては、貸借対照表の左側に記載されている「資産」は、一般的の企業のように流動・固定の区分ではなく、銀行と同様、どのように運用しているのかが分るように資産運用の形態(現金及び預貯金、有価証券、貸付金、不動産及び動産など)により区分していること、貸借対照表の右側に記載されている「負債」は、その大部分が将来の保険金などの支払いを確実に行うための責任準備金などの保険契約準備金であること、などがあげられる。生命保険会社の負債の内容は、責任準備金、支払準備金、社員(契約者)配当準備金からなる保険契約準備金であり、価格変動準備金、その他で構成されている。

#### 2.2. 負債の定義

負債の定義については、国際会計基準においては、以下のように定義されている。負債(liability)とは、過去の事象から発生した特定の企業の現在

の義務であり、これを履行するためには経済的便益を有する<sup>9)</sup>。

負債の基本的な特徴は、企業が現在の義務を負っていることである。義務とは、ある一定の方法で実行又は遂行する責務若しくは責任である。義務は、拘束的契約又は法的要請の結果として、法的に強制される場合がある。これが通常であって、例えば、受領した財貨及び役務の支払債務の場合に該当する。しかしながら義務は通常の取引慣行、慣習若しくは良好な取引関係を維持し、又は公正とみなされるように行動したいという要望からも生じる。例えば企業が政策上の問題として、保証期間終了後に自社製品の欠陥が明らかにされたときであっても、その欠陥を補正すると決定するならば、既に販売された財貨に関して支出が予想される金額は負債となる<sup>10)</sup>。

また、財務会計基準書においては、以下のように定義されている。

負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務から生じる発生の可能性の高い経済的便益の犠牲である<sup>11)</sup>。

9) 横山和夫『図解 財務諸表論』(大蔵財務協会、2002年) 328頁。(IAS, FPPFS.49(b))「FASB 財務会計の諸概念」301頁。

10) 前掲・注9) 328頁。(IAS, FPPFS.60)「FASB 財務会計の諸概念」45頁。

11) 前掲・注9) 328頁。(FASB, SFAC. No.6-35)「FASB 財務会計の諸概念」45頁。

表4 負債及び資本

科 目	平成13年度末		平成14年度末		平成15年度末	
	金額構成比 (%)		金額構成比 (%)		金額構成比 (%)	
保険契約準備金	5,543,459	92.7	5,579,788	92.9	5,514,531	91.6
その他負債	155,139	2.6	158,394	2.6	112,490	1.9
退職給付引当金	61,434	1.0	63,812	1.1	65,425	1.1
役員退職慰労金引当金					1,531	0.0
債権売却損失引当金	63	0.0	63	0.0	63	0.0
契約者配当引当金	30,662	0.5				
価格変動準備金	28,042	0.5	29,242	0.5	30,820	0.5
負債の部の合計	5,818,800	97.3	5,831,301	97.1	5,724,865	95.1
基金						
法定準備金	36,071	0.6				
剰余金	86,402	1.4				
(当期剰余)	(7,665)	(0.1)				
評価差額金	41,514	0.7				
資本の部合計	163,988	2.7				
資本金			75,000	1.2	75,000	1.2
資本剰余金			54	0.0	54	0.0
利益剰余金			53,249	0.9	86,744	1.5
(当期純利益)			(11,443)	(0.2)	(38,052)	(0.6)
株式等評価差額金			45,579	0.8	131,254	2.2
資本の部合計			175,882	2.9	293,053	4.9
負債及び資本の部合計	5,982,789	100.0	6,007,183	100.0	6,017,918	100.0

出所：『大同生命・事業のお知らせ』（2004年）17頁。

- 負債は、三つの本質的な特徴を有している<sup>12)</sup>。
- ①負債は特定の事象の発生または請求に従って、ある特定の期日又は確定しうる期日に、発生の可能性の高い将来の資産の譲渡又は使用による弁済を伴うような、一以上の他の実体に対する現在の義務又は責任を具体化している。
  - ②その義務又は責任は、将来の犠牲を避ける自由裁量の余地はほとんど残さないか全く残さずに、ある特定実体に債務を負わせる。
  - ③その実体に債務を負わせる取引その他の事象はすでに生起している。

負債の識別に役立つその他の特徴として、負債は一般に、それが負債であることを識別するのに役立つ他の特徴を有している。例えば、ほとんどの負債は、債務を課せられた実体が、識別された一以上の他の実体へ現金を支払うことを要求するものであり、また法的強制力がある。

会計理論上の負債とは、取引先に対する現在の債務から生ずる将来の経済的便益の犠牲の対価額ということができ、負債の種類としては確定負債、経過負債、見積負債があり、確定負債とは、

取引がすでに終了し、決済すべき金額が確定している負債をいい、経過負債とは、継続的役務提供対価のうち、時間の経過途上のものを計上した負債をいい、見積負債とは、当期発生した費用のうち、金額未確定のものを見積計上した負債をいう。

生命保険会社の貸借対照表の負債の部を見てみると、ほとんどが責任準備金から成っている（表4参照）。責任準備金は保険業法により計上が強制されているものであり、引当金の性質を有するものといえる。

### 2.3. 引当金

#### 2.3.1. 引当金の本質

企業会計原則によると、引当金は将来の特定の費用又は損失の計上に係る項目であって、引当金計上の技術的構造としては見積法に基づく暫定的性格の貸方科目であるという認識の上に立って、次のように規定している。

「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記

12) 前掲・注9) 328頁。(FASB, SFAC.No.6-35)「FASB財務会計の諸概念」302頁。

載するものとする」(企業会計原則「注解18」<sup>13)</sup>すなわち、引当金とは、「財貨発生に対応する財貨費消が観念上認められるが、財貨費消に係る具体的な事象が後期で生ずるため見積法に基づきその発生の事実を計量化することにより算定された価値費消（期間費用）に対する貸方科目である」<sup>14)</sup>。そして、その共通の特性は、①財貨発生に対応する財貨費消として対応関係が認められるものであること、②財貨費消を価値費消という数的関係に返還するにあたり見積法を用いて計量化したものであること、③期間収益に対応する期間費用として、期間利益算定における消極要素であることがあげられる<sup>15)</sup>。

### 2.3.2. 引当金の分類

引当金は、法律上の性格を織り込んで、4種類に分類することができる。それは、①評価性引当金、②債務たる引当金、③その他の引当金、④特別法で負債の部に計上することが強制されている引当金である。

評価性引当金とは、売掛金や貸付金などの金銭債権の回収不能見込額について設定される引当金で、金銭債権に対する評価勘定としての性格を持つもので、貸倒引当金がそれにあたる。債務たる引当金とは、商法上の条件付債務をいい、法的に純然たる債務である以上、負債の部に表示しなければならないものであり、製品保証引当金、賞与引当金、退職給与引当金等がその主なものである。その他の引当金とは、「注解18」で掲げる要件を充足する引当金であって、貸倒引当金及び債務たる引当金以外のすべての引当金をいい、法的には未だ債務の成立はみられないが、期間損益計算を適正に行うために、収益・費用対応の原則から期間費用として計上することが必要なものである。その主なものとしては、修繕引当金、特別修繕引当金、損害補償損失引当金、債務保証損失引当金等がある。特別法で負債の部に計上することが強制されている引当金は、「注解18」で掲げる要件を充足しない引当金であり、証券取引法第51条による証券取引責任準備金、保険業法第116条

による責任準備金等がある。

以上のことを踏まえ、次章で生命保険会社の責任準備金について詳細に見ていくことにする。

## 第3章 生命保険会社の責任準備金

生命保険会社の責任準備金とは、保険金などの保険給付の支払義務を完全に履行することができるよう準備する金額のことであり、保険会社が保険契約上の責任において準備しておかなければならぬ金額のことである。

また、責任準備金は、一般事業会社の負債項目と異なり種々の固有の特性を有している。すなわち、責任準備金は①財務諸表における金額的重要性が極めて高い、②算定方法が保険業法の強い規制下にある、③保険数理計算に基づき算定される見積である、④複雑かつ膨大な計算をするため、一般的に大規模な数理計算システムを利用し、一定の群団計算を行うという特徴を持っている。

生命保険会社の資産は、その大部分が将来の保険金支払いのための責任準備金に対応している。基金（株式会社の場合は資本金）、剰余金等から構成される自己資本と、保険契約準備金を中心とする他人資本に大別されるが、他人資本が圧倒的割合を占めている。他人資本の大部分は保険契約準備金であり、責任準備金、社員配当準備金（契約者配当準備金）、支払準備金が含まれ、自己資本には、基金（資本金）、諸積立金、剰余金などにより構成されている。責任準備金（policy reserve）は保険契約上の義務を果たし得るために積み立てられるもので、将来の保険金支払いなどに充当するための保険料積立金と一事業年度中に収納した保険料のうち次年度以降の収入に属する部分である未経過保険料及び危険準備金から成る。保険業法116条（責任準備金）、同施行規則第69条第1項では、「保険料積立金」、「未経過保険料」、「危険準備金」に区分して積み立てることとしているなど、生命保険会社の特徴を表すキーワードとなる。生保資金の特質は、長期的性格、保険契約者の信託財産的な性格、収益性を追求する性格、公共的性格等であり、生命保険会社における資産運用は、保険契約者の払い込み保険料を基に安全かつ有利に運用することが必要であり、生命保険商品の特性を考慮して4つの運用原則

13) 以下、「注解18」と表記する。

14) 武田隆二『最新財務諸表論第8版』（中央経済社 2002年）383頁。

15) 前掲・注14) 383頁。

(安全性の原則、収益性の原則、流動性の原則、公共性の原則)に基づいて運用されている。生保の破綻を引き起こした逆ざや問題と関連が深い<sup>16)</sup>。

### 3.1. 保険料と責任準備金

#### 3.1.1. 保険料の現価と計算基礎率

保険料の現価は、将来ある時期にある一定の金額を受け取るために現在用意しなければならない金額である。利率は複利計算で求め、受け取る時期については、年始、期中、期末の3とおりがある。(受取金額には3とおりの計算式がある)

$$\text{現価} = \frac{\text{将来必要な金額}}{(1 + \text{利率})^{\text{期間}}}$$

$$\text{受取金額} \times \frac{1}{(1 + \text{利率})^{\text{期間}-1}} *$$

保険料の計算基礎率には、2種類あり、毎年保険契約者から払い込まれる保険料と保険契約者に支払う保険金の金額が等しくなるように算出された自然保険料と毎年の保険料を同一額にして毎年の保険料収入が保険金支払に見合わなくても満了した時点で全体の収支が一致するように算出された平準保険料がある。

#### 3.1.2. 保険料

保険料<sup>17)</sup>は保険金支払のための対価として、保険契約者が保険会社に支払うものであり、大きく分けると純保険料と付加保険料とで構成されている。純保険料は保険契約者から払い込まれた保険料をどの程度の利率で資産運用できるのか、将来の保険金支払いがどう予想されるのかを基礎に、過不足が生じないように計算される。この事

16) 詳しくは、原美香「生命保険会社における情報開示—ディスクロージャーとコーポレート・ガバナンス」『マネジメント研究第4号』(広島大学、2004年)を参照されたい。

17) 収支の概要是、収入の約70%を保険料が占める。2004年版生命保険ファクトブック「第2章 生命保険の収支と負債・資本」において、生命保険会社の収入総額は37兆3,218億円、支出総額は36兆9,736億円であり、保険料等収入は25兆8,640億円(69.3%)資産運用収益が5兆6,441億円である。一方、支出の大部分は保険金等支払金(64.0%)であり、責任準備金等繰入額(6.7%)、資産運用費用(12.6%)、事業費(9.7%)とそれぞれの構成比となっている。

を「収支相等の原則」という<sup>18)</sup>。つまり純保険料は、収入すべき純保険料総額と将来支払うべき保険金の総額が一致すると言う原則に基づき計算されるのである。これに保険事業を健全に経営するために予定事業費率に基づいて算出される付加保険料が加わり、保険契約者が保険会社に支払う保険料が計算されることになる。予定死亡率、予定期率が実現すると過不足なく保険契約が満了するのが純保険料であるが、実際には純保険料だけで生命保険会社が運営していくには不可能であるため、保険事業を維持管理するために付加保険料が設けられる<sup>19)</sup>。

保険料を会計的な特性から見ると、保険料の損益計算書への計上は、保険料収入時に収入金額をそのまま収益に計上し、未収保険料は計上しない。とても簡単にみえるが、保険料が大数の法則に従って成立し、収支相等の原則を構成することから、実際は複雑である<sup>20)</sup>。

図1は、保険料を分解したものである。保険料を分解すると、保険料の構成と保険料積立金や剰余金の発生の経路<sup>21)</sup>が理解できる。つまり付加保険料は、予定事業費率に基づき計算し実際の事業費の収支に影響を与え、ここから費差益が発生する。純保険料は死亡保険料(危険保険料)と生存保険料(貯蓄保険料)に分かれ、死亡保険料は、予定死亡比率により死差益の発生させ、生存保険料は、予定期率により利差益を発生させる。したがって、保険料を分析することは、保険金などの保険給付の支払義務を完全に履行することができるよう準備する責任準備金の積立方式を理解する上で重要である。

18)『個人保険商品研究』(生命保険協会、2004年) 80頁。

19) 前掲・注18) 88頁。

20) 吉野智市『生命保険会計』(生命保険文化センター、2004年) 67-68頁。保険料並びにそれと対応する保険金が群団で捉えられ、一般売上とそれに対する売上原価対応と異なる。保険料と保険金の対応が長期間にわたり、各年度の決算は合理的な保険数理を基礎にするとはいえ、仮決算的性格をもたざるをえない。保険料前払いの原則により通常、保険期間中、保険料収入が先行して発生し、保険金支払いが後日発生するため、一般的な費用が先行し収益が後である点と逆転している。以上の特性から保険料の収益計上は責任準備金繰入とセットでみる必要性が高い。

21) 古瀬政敏『生命保険ビッグバン』(東洋経済新報社、1997年)によると、保険料の構成と剰余金と関連のより詳しい図表があるので参考にされたい。

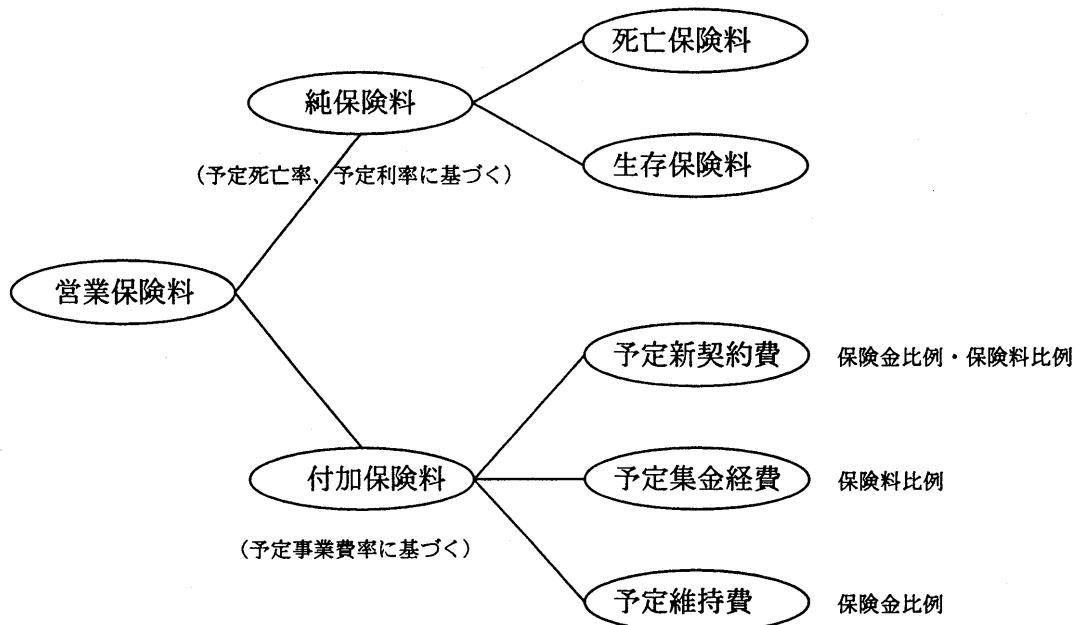


図1 生命保険保険料

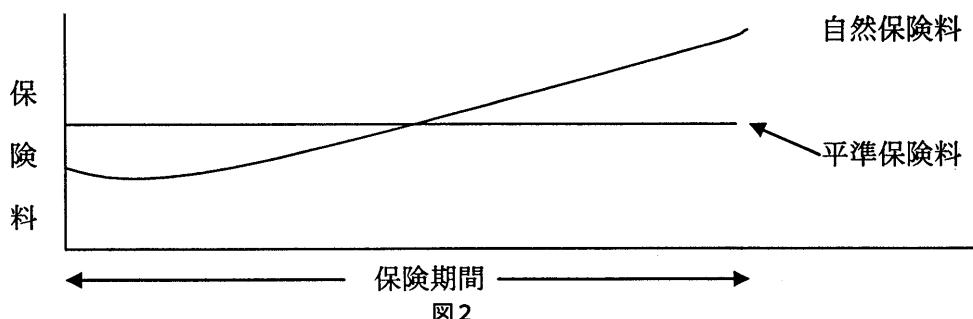
出所：『個人保険商品研究』（生命保険協会、2004年）88頁を参考に作成。

### 3.2. 責任準備金の計算

責任準備金とは、保険会社が保険契約上の責任において準備しておかなければならぬ金額のことであり、保険業法116条（責任準備金）、同施行規則第69条第1項においては、保険事業の健全な運営のために責任準備金の積立について規定している。純保険料のうち生存保険料は満期保険金の支払いの財源となるため、満期まで積み立てて利殖しておかなければならぬ。同時に、死亡保険料は期中の死亡保険金支払のため平準化されているから、保険期間の前半での過剰分は後半の不足分を補うために積み立てておかなければならぬ。生命保険会社に支払われる保険料のうち、純

保険料部分についてその年の死亡保険金の支払いに充当した残りの部分は将来の保険金支払（死亡保険金および満期保険金）のために（契約上の債務、つまり責任を果たすため）積み立てるべき金額であり、この金額の累計額を責任準備金という<sup>22)</sup>。

責任準備金（policy reserve）は保険契約上の義務を果たし得るために積み立てられるもので、生命保険会社が事業年度末に積み立てる責任準備金は、各契約ごとに保険年度と事業年度が異なるため、端数をともなった経過年数に応じた準備金であり、保険年度の途中における積立金である。将来の保険金支払いなどに充当するための保険料積立金と一事業年度中に収納した保険料のうち次年度以降の収入に属する部分である未経過保険料



出所：『個人保険商品研究』（生命保険協会、2004年）92頁を参考に作成。

22) 前掲・注18) 92頁。

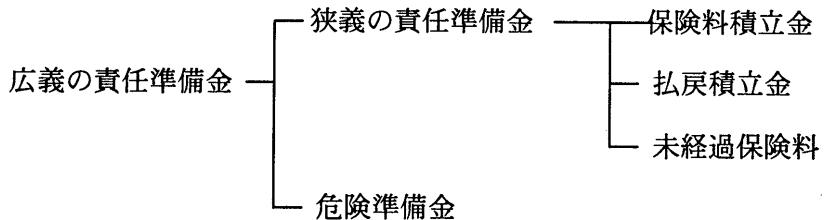


図3

出所：吉田周邦「生命保険会社における責任準備金の監査」『企業会計』Vol.56 No.7  
(中央経済社, 2004年) 125頁を参考に作成。

及び危険準備金から成る。保険業法116条（責任準備金），同施行規則第69条第1項では，事業年度末責任準備金として，「保険料積立金」，「未経過保険料」，「危険準備金」「払戻積立金」に区分して積み立てることとしている<sup>23)</sup>。

平準保険料の場合，責任準備金の積立が必要となることと，保険料は，予定死亡率，予定利率，予定事業費率の要素から算出される具体例を検討してみる。

例) 40歳男性，保険期間5年，死亡保険金1000万円，満期保険金1000万円の養老保険，年払い，被保険者100,000人，死亡率5/1000，予定利率5%，割引率5%，諸要素は無視し保険料は各年度に収入し，死亡事故は各年度末発生。

表5 生命保険会社の保険料収入と保険金支払い

保険年度	生存者数(人)	死亡者数(人)	保険金支払額(百万円)	保険料収入額
1年始	100,000			100,000×P
1年末	99,500	500	5,000	99,500×P
2年末	99,002	498	4,980	99,002×P
3年末	98,507	495	4,950	98,507×P
4年末	98,014	493	4,930	98,014×P
5年末	97,524	490	980,140	

出所：森平爽一郎他「ファイナンシャル・リスクマネージメント」『ファイナンス講座8』(朝倉書店, 2000年) 76頁。収支相当則として  $P = 1,744,600$  円が導きだされる。

表6 過去法による責任準備金

単位億円

保険年度	保険料収入	利息	保険金支払額	過去法責任準備金額	責任準備金/人(万円)
1年	1,744.60	87.23	50.00	1,781.83	179.08
2年	1,735.88	175.89	49.80	3,643.79	368.05
3年	1,727.19	268.55	49.50	5,590.03	567.48
4年	1,718.55	365.43	49.30	7,624.71	777.92
5年	1,709.95	466.73	49.00	9,752.40	1,000.00
			9752.40		

保険料収入：年払保険料×生存者数，利息：(前年度末責任準備金+保険料収入)×0.05，保険金支払：死亡者数×0.1  
保険料収入：保険年度始 利息：保険年度末 保険金支払額：保険年度末 責任準備金額：保険年度末

出所：森平爽一郎他「ファイナンシャル・リスクマネージメント」『ファイナンス講座8』  
(朝倉書店, 2000年) 77頁。

23) 前掲・注18) 93頁。

表7 将来法による責任準備金

単位億円

保険年度	保険給付現価	保険料現価	将来法責任準備金額	責任準備金 / 人 (万円)
1年末	8,198.55	6,416.72	1,781.83	179.08
2年末	8,558.68	4,914.88	3,643.79	368.05
3年末	8,937.11	3,347.08	5,590.03	567.48
4年末	9,334.67	1,709.95	7,624.71	777.92
5年末	9,752.40	0.00	9,752.40	1,000.00

保険給付現価： $\Sigma (t \text{ 年後の保険支払額} \div 1.05^t)$  保険料現価： $\Sigma (\text{年払保険料} \times t \text{ 年後の生存者数} \div 1.05^t)$ 

将来法責任準備金：保険給付現価 - 保険料現価

出所：森平爽一郎他「ファイナンシャル・リスクマネージメント」『ファイナンス講座8』（朝倉書店、2000年）78頁。

予定通りの收支（表5）では、毎年の收支残が蓄積され、最終年度には満期保険金を支払うだけの準備が保険会社に留保される<sup>24)</sup>。これが過去法の責任準備金の考え方であり、将来の保険給付の現在価値から将来の保険料収入の現在価値を控除したものを必要準備がくとする方法があり、将来法による責任準備金である<sup>25)</sup>（表6、表7）。

別の観点から考察すると前半部分の余剰分を積み立てておき後半部分の不足にあてるため責任準備金を積み立てる根拠がある。生命保険は、長期にわたって保障を提供する商品である。保険契約者が払い込む保険料は、保険期間中の保険料収入と支払い保険金などが全体として等しくなるように設定されており、通常死亡保険金の支払いは、被保険者の年齢が高くなる保険期間の後半に多くなるため、契約当初は支払保険金が保険料収入を上回ることになる。そのため将来の保険金等の支払いに備えるため責任準備金を積み立てておき、保険期間の後半でそれを取り崩すことで保険金の支払いを円滑にしているのである。また、満期保険金のある保険種類では、満期保険金の支払に当てる金額も必要となるため責任準備金の額は大きくなるのである。つまり、責任準備金は、貯蓄性が高い保険ほど大きくなる傾向があるのである。

### 3.2.1. 責任準備金積立方式

#### (1) 純保険料式保険料積立金

責任準備金を算出する方法で代表的なものは、純保険料式保険料積立金である。これは、収支計算する上での収入を純保険料のみと考えて計算す

24) 森平爽一郎他「ファイナンシャル・リスクマネージメント」『ファイナンス講座8』（朝倉書店、2000年）77頁。

25) 前掲・注24) 77-78頁。

るものであり、計算方法としては、将来の収支差を考えて現在準備すべき金額を算出する「将来法」と過去の収入差から現在残存しているべき金額を算出する「過去法」があり、基礎率が同一であれば両者の方法で算出した保険料積立金は一致する<sup>26)</sup>（表6、表7からも証明）。

将来の保険金支払いの現在価値から将来の保険料収入の現在価値を控除したものを必要準備額とする将来法と、毎年予定通りの保険料が得られ、保険金が予定死亡率どおり支払われ、毎年の収支残が蓄積されて最後には保険金を支払うに足りるだけの準備ができると考える過去法は一致するのである。生命保険会社の負債側の責任準備金は、全契約の合計をバランスシートに計上した責任準備金となる。実際は、このように単純に求められるわけではないが、「その時点での金利にかかわりなく保険料決定時に使用した予定利率と予定死亡率に基づいて責任準備金が評価されることである」<sup>27)</sup>。このことは、「仮にその時点での金利に基づいて評価すれば、負債の長期性から評価額は相当の変動を生じ、これを直ちに損益評価に結びつけることは適切ではない、との考え方によるものと思われる」<sup>28)</sup>。つまり、金融商品の時価会計との関連で、生命保険の負債の時価評価が検討されている<sup>29)</sup>が、生命保険会社の収支構造から検討すると、負債の時価評価は適切ではないと考えることもできる。

26) 前掲・注18) 94頁。

27) 萩原邦男「生命保険会社のALM」『ファイナンシャル・リスクマネージメント』（朝倉書店、2000年）78頁。

28) 前掲・注27) 78頁。

29) 前掲・注27) 78頁。

## (2) チルメル式保険料積立金

チルメルというドイツ人が考案した責任準備金方式をチルメル式といふ。チルメル式では初年度の新契約費の負担を軽くするために、純保険料式よりも責任準備金の額を少なくし、一定期間後に純保険料式と等しくなるように責任準備金の積み立てが工夫される。チルメル式は、事業費を初年度に厚くし、初年度以降、一定期間（チルメル期間）で償却すると想定し、責任準備金を計算する方法である。この期間が5年間であるものを5年チルメル式、10年であれば10年チルメル式、全期間に及ぶものを全期チルメル式といふ。純保険料式とチルメル式の違いは、営業保険料の中の純保険料と付加保険料の構成比の組み替えを変則的にするかどうかである。

### 3.2.2. 積立方式と積立水準

責任準備金は積立方式と死亡率や予定利率といった計算基礎率によって積立水準が決定する<sup>30)</sup>。保険料積立金の財源である純保険料と付加保険料をどのように関わらせるかで、保険積立方式は決定する。計算基礎率は、保険料積立金の計算上、予定死亡率、予定利率、（予定事業費率）をどう設定するかにかかっている。3.2.1(1) 純保険料式保険料積立金で、論じたように保険料と保険料積立金の計算基礎率が同一の場合は、責任準備金の積立方式を議論するだけですんでいただろうが、新保険業法では様子が異なってきてるのでないだろうか。また、長引く超低金利の中保険契約の逆ざやが問題になっている。IASBの保険契約プロジェクトでは責任準備金の公正価値評価が重要なテーマとなっており<sup>31)</sup>、この点からすると生命保険会社の収支構造における負債の時価評価は適切ではないと明らかに言い切れないのではないだろうか。

30) 吉田周邦「生命保険会社における責任準備金の監査」『企業会計』Vol.56 No.7（中央経済社、2004年）126頁。  
1996年4月以前の保険契約については、保険業法第123条で定められた算出方法書に記載された積立方式・計算基礎率によって計算し、1996年4月以降の保険契約については標準責任準備金（対象外契約は算出方法書準拠）を積み立てことになる。標準責任準備金は平準純保険料方式に基づき、監督官庁が定めた計算基礎率によって計算する。1996年大蔵省告示第48号参照。

31) 前掲・注20) 100頁。

責任準備金の積立方式の中で、積立水準が高いものは純保険料式であり、チルメル式（チルメル式の中では期間の短い順）となる。設立間もない生命保険会社で、新契約の割合が高く、契約初期の契約が多い場合は、責任準備金を何で積みたてるかによって剩余金<sup>32)</sup>の額に大差がある。現実の新契約費支出を反映している意味でチルメル式が健全だということはできないが、超長期で不確実性のある生命保険会社にあっては、純保険料式が安全度が高いことはまちがいない<sup>33)</sup>。したがって積立方式のディスクロージャーも重要であり、会計監査も適切に行われなければならないと考える。

### むすび

責任準備金の算出方法はこれまで述べてきたようにシンプルではなく、実際は保険数理式を用いて複雑かつ膨大な計算をする。これらの適正性を検証するためには保険数理の有する意義自体の理解は勿論、その他の計算システム、特有のリスク等を勘案する必要がある。法律で規制を課したり、責任準備金についての詳細な会計基準を制定することにより、だれがやってもだれがみてもほぼ同じ数字、同じ結果になりうる尺度を作ることが理想である。しかし、現実的には特殊な知識を持った専門家しか理解できない領域であるためその尺度の制定は難しい。生命保険会社の負債の構造を責任準備金面から解明するためには、尺度の制定、情報開示、監査等の各方面からの検討が必要であると考える。

責任準備金の適正性を確保するための一つの手段として生命保険会社の監査制度の強化を提案する。平成13年金融審議会金融分科会第二部会「保険会社をめぐる総合的な検討に関する中間報告」や平成15年日本公認会計士協会「業種別監査委員会研究報告第3号 生命保険会社における責任準備金の監査手続（中間報告）」や平成16年社団法人日本アクチュアリー会「生命保険会社の保険計

32) 決算において、マイナスの保険料積立金をマイナスのまま計算する方法とマイナスはゼロとする方法がある。それによって剩余金が異なるがわが国ではマイナスはゼロとすることになっている（この圧縮額を負債積立金・ネガティブリザーブという）。

33) 前掲・注20) 101頁。

理人の実務基準」から、生命保険会社の保険計理人と会計監査人との連携強化が重要とされている<sup>34)</sup>事実もある。保険会社の会計監査人は、責任準備金や数理計算に対する知識・理解に加え、数理計算システムまで含めた統制環境に対する総合的な理解が不可欠であり<sup>35)</sup>、今後も会計監査人に対する社会的期待が増すであろう。

また、生命保険会社のディスクロージャーと会計への提案として保険へのオンブズマン制度<sup>36)</sup>導入を検討してみてはどうであろうか。保険オンブズマン制度について、保険会社や保険契約者間の苦情を迅速に解決するために、各生命保険会社の苦情窓口や生命保険会社協会、生命保険文化センター等とは別に設置を提案する。オンブズマン制度は、既存の制度と裁判制度との中間的な位置づけで、より消費者保護を目的とする英国のシステムを参考に導入を検討してみてはどうであろうか。生命保険会社における情報開示は、そのあり方ばかりが先行している。ある制度を完成させるためには補完のシステム作りが必要であると考える。

近年、時価会計の導入により、金融商品においては、契約上の権利・義務が将来の経済的便益とコストという面や財務情報の透明性、リスク管理の観点からも将来キャッシュフローの現在価値というストックの面に焦点をおいた資産・負債アプローチがなされている。IASB・トマス・ジョンズが「財務の透明性こそ競争力」であると主張している。このことは、時価会計が目指している

ものは、利益計算それ自身ではなく財務の透明性であることを強調している。一方、IASBの負債の時価評価に対して、日本・アメリカ・ドイツをはじめとする多くの関係者からの反論がある。すでに資産側（国債・株式・社債など）には時価評価が部分適用されているが、負債側にも時価会計が適用されると、契約当初高利回りを前提に設定された責任準備金は、昨今の低金利を前提にして再計算するとより多くの責任準備金を設定しなければならなくなる。会社によっては、資産側の評価損と負債側の積み増しで債務超過に陥る可能性が高くなる。

規制、ディスクロージャー、監査等の問題に関わる会計は、透明性を確保し、保険会社間の比較可能性やその他のファクター確保からも保険会社側の恣意性を排除し、負債の時価評価の問題を含めて考えなければいけない時期に来ているのではないかと考える。責任準備金の時価評価すなわち現在公正価値の表示をめざしていくことが、生命保険会社の財務諸表の透明性を高めることとなるのであろうか。

(2004年11月26日受付)  
(2005年1月13日受理)

34) 前掲・注30) 125頁。研究報告第3号では、監査アプローチ手法を①責任準備金の固有リスク・統制リスクの評価手続②責任準備金の実証手続と監査ツール③アクチュエリーの利用や監査チームにおける保険数理に関するスキルの確保と保持④継続企業の前提に関する検討が必要な場合の監査手続⑤監査人と生命保険会社の保険計理人との連携、具体的な監査手続を別表と参考資料にて例示している(128頁)。

35) 前掲・注30) 131頁。

36) 茶野努『予定利率引下げ問題と生保業の将来』(東洋経済新報社、2002年) 142頁。ブレア政権による英国の金融システム改革の報告である。2000年6月に成立した金融サービス市場法(Financial Services and Market Act2000)。消費者の保護の一環として既存オンブズマン制度(銀行オンブズマン他8つの制度)から金融サービスオンブズマン制度(Financial Services Ombudsman Scheme)が設立される。オンブズマン制度は、業者・顧客間の苦情を迅速かつ簡便に解決するために設けられた裁判所外紛争処理制度である。